

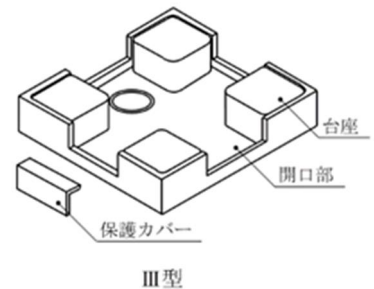
優良住宅部品認定基準「洗濯機用防水パン」等を改正しました ～洗濯機用防水パンのかさ上げタイプ（Ⅲ型）の追加等～

2023年4月21日

一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングは、優良住宅部品認定基準（「BL 認定基準」）「洗濯機用防水パン」等の改正を行い、2023年4月21日付で公表・施行しました。

①「洗濯機用防水パン」においては、排水部まわりの清掃のしやすさ等に考慮されたかさ上げタイプの防水パンの需要が増えてきたことを受け、これを「Ⅲ型」として追加しました。Ⅲ型は、手足等が誤って入ることの防止や、ほこりやゴミなどの集積の軽減等を目的に、保護カバーを必須構成部品とすることや、安全にご使用いただくための注意ラベルを貼付すること等を要件に追加しました。



②「洗濯機用サイホン排出管（可変式洗濯機設置台）[自由提案型優良住宅部品^{*1}」においては、洗濯機用防水パンの基準改正内容と同様に、安全にご使用いただくための注意ラベルを貼付すること等を要件に追加しました。

③「テレビ共同受信機器（同軸伝送）」においては、新4K8K衛星放送への対応を促進することを目的に、これに対応した直列ユニット及び高出力増幅器の追加を行いました。

④「給水ポンプシステム」においては、「労働の負担軽減」および「安心して生活ができる社会の実現」に資する社会貢献優良住宅部品（BL-bs^{*2}）として、無線通信により運転状況等の確認ができる通信機能付き給水ポンプシステムの付加基準を制定しました。



⑤「物置ユニット」においては、「防災、減災」に資する社会貢献優良住宅部品（BL-bs^{*2}）として、地震に対する安全性の確保等に対応した付加基準を制定しました。



⑥「玄関ドア」他21品目においては、JIS規格改正に伴う改正を行いました。

『優良住宅部品（BL部品）ガイドブック』も、ぜひご活用ください。

(<https://www.cbl.or.jp/blsys/guide/index.html>)



※1：品目別の認定基準が定められていない住宅部品についても、認定を受けようとする企業からの提案に対応して、1件ごとに自由提案型認定基準を定め、適合するものを認定しています。

※2：BL部品のうち、より良い社会の実現に寄与する特長を備えた優良住宅部品（BL-bs: Better Living for better society）のことで、BL-bsは社会に貢献するテーマごとにSDGsの目標達成に貢献していきます。

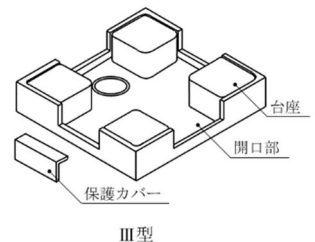
1 洗濯機用防水パン

1) かさ上げタイプを「Ⅲ型」として加え、安全対策を追加

洗濯機用防水パンは、これまで底面に直接洗濯機を設置する防水パン「Ⅰ型」と、台座上面に洗濯機を設置する防水パン「Ⅱ型」を認定対象としてきました。近年、洗濯機の重量化・大型化により、排水部まわりの清掃のしやすさ等に考慮され、かさ上げされた防水パンの需要が増えてきました。しかし、かさ上げされた洗濯機用防水パンと全自動洗濯機(縦型)との隙間に誤って手を差し入れて、運転中の全自動洗濯機でけがをする事故が発生していることなどから、洗濯機用防水パンとして取りうる安全対策を盛り込んだ基準を作成する要望が各方面から上げられました。そこで、今回の改正では、かさ上げされたタイプを「Ⅲ型」として追加し、保護カバーを設置することや防水パン本体に事故防止のための注意ラベルを貼付すること等、安全にご使用いただくための要求性能を追加しました。

改正のポイントは以下の通りです。

- ① 「Ⅲ型」、「台座」、「開口部」、「保護カバー」の用語の定義を行いました。
- ② Ⅲ型について、外形寸法の要件を追加しました。
- ③ Ⅲ型について、保護カバーを必須構成部品とし、使用時の安全性及び保安性の確保のため、防水パンの開口部すべてに保護カバーを取り付けることを要件としました。
- ④ Ⅲ型について、防水パン本体は保護カバーを取り付け可能な構造であること、保護カバーは防水パン本体にはめ込む等して容易にはずれない構造であることを要件としました。
- ⑤ Ⅲ型について、保護カバーの取付け及び使用上の注意ラベル等の貼付を施工の範囲に追加し、施工の手順等の明確化を要件としました。
- ⑥ Ⅲ型について、保護カバーの取付位置及び交換時の入手方法をカタログ等で情報提供すること、事故防止の指示・警告内容及び保護カバーの交換時の入手先等を取扱説明書で情報提供すること、使用上の注意ラベル等を使用者の見える位置に貼付することを要求しました。



2) 再生プラスチック材料の追加

再生プラスチック材料の追加の要望に対応し、再生ポリプロピレンを追加しました。組成については、既に再生プラスチックとして設定している、再生ポリエチレンを参考に素材の重量比で50%以上を要求しました。

2 洗濯機用サイホン排出管(可変式洗濯機設置台) [自由提案型認定基準]

1) 安全対策の追加

可変式洗濯機設置台は、台座と保護カバーから構成され、幅・奥行きを調整することが可能な洗濯機設置台をいい、製品の形状や使用方法がかさ上げタイプの洗濯機用防水パンと共通していることから、洗濯機用防水パンの基準検討と合わせ、安全対策等を中心に要求性能を追加しました。

改正のポイントは以下の通りです。

- ① 使用上の注意ラベル等の貼付を施工の範囲に追加し、施工の手順等の明確化を要件としました。
- ② 保護カバーの交換時の入手方法をカタログ等で情報提供すること、事故防止の指示・警告内容及び保護カバーの交換時の入手先等を取扱説明書で情報提供すること、使用上の注意ラベル等を使用者の見える位置に貼付することを要求しました。

3 テレビ共同受信機器（同軸伝送）

1) 新4K8K衛星放送に対応した直列ユニット及び増幅器（ブースター）の基準の追加

新4K8K衛星放送が2018年12月1日に開始されることを受け、それに先立ち優良住宅部品認定基準「テレビ共同受信機器（同軸伝送）」において、新4K8K衛星放送に対応した分岐器及び分配器を追加しておりました。一方で直列ユニットは新4K8K衛星放送に対応した基準がなく、直列ユニット方式を採用している既存建物における改修が困難な状況でした。

本改正では、直列ユニット方式を採用している既存建物の改修を想定し、新4K8K衛星放送に対応した直列ユニット及び増幅器（ブースター）の基準を追加しました。

改正のポイントは以下の通りです。

- ①新4K8K衛星放送の周波数帯に対応した直列ユニットの他、同周波数帯においても利得（出入力比）が急激に低下しない高出力の増幅器（ブースター）を追加しました。

4 給水ポンプシステム

1) 「労働の負担軽減」および「安心して生活ができる社会の実現」に資する通信機能付き給水ポンプシステムの付加基準を制定

給水ポンプシステムとは、ポンプ、圧力タンク、制御盤等を組み合わせた自動給水ユニットで、集合住宅等の各家庭に水を供給するライフライン設備です。常に稼働している設備であり、長期の使用をするためには日常点検、定期点検や部品の交換等の保守管理を適切に行い、故障防止を図る必要があります。現状の保守管理は、給水ポンプの設置現場まで赴き、基盤操作を行い本体の運転状況を確認しています。

本改正では、BL-bs 部品が社会に貢献するテーマのうち「家事及び労働の負担軽減と経済性に寄与する特長」及び「高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長」の性能を有する、通信機能付き給水ポンプシステムの付加基準を制定しました。

改正のポイントは以下のとおりです。

- ①「通信機能付き給水ポンプシステム」等の用語の定義を行いました。

通信機能付き給水ポンプシステム：無線通信装置を搭載した給水ポンプシステムで、以下に分類

- a) 随時点検型給水ポンプシステム：機器情報、運転状況、故障情報、設定値等を、現場で通信機器を用いて基盤操作を行わずに確認できる機能を有する給水ポンプシステム
- b) 常時監視型給水ポンプシステム：携帯電話の通信網等を利用して、給水ポンプシステムの運転状況を常時監視し、必要に応じて遠隔で確認できる機能、また、異常時に機器の発報を遠隔に移報することで機器のトラブルを速やかに検知できる機能を有する給水ポンプシステム

- ②2つの特長について、主に以下の要求性能を定めました。

- 「家事及び労働の負担軽減と経済性に寄与する特長」（対象：上記 a) 及び b)）

従来型の給水ポンプシステムの点検に比べて、基盤操作を必要としないことで、保守管理業務の効率的な遂行を可能とすること、運転状況等の情報をテキストデータ等で出力できること

- 「高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長」（対象：上記 b)）

常時監視によって、異常発生時の警報をあらかじめ設定した宛先へ送信することで、機器の故障による断水の発生を極力抑え、誰もが安心して生活できる環境を提供できること

5 物置ユニット

1) 「防災、減災」に資する物置ユニットの付加基準の制定

今回の改正では、広く一般的に使用されている鋼製の物置を対象とし、防災、減災に寄与する特長を有する付加基準を制定し、これを満たす物置ユニットについては、安全・安心なくらしに寄与するBL-bs品として認定することとしました。

※当該付加基準の認定は、建築基準法への適合を認めるものではありません。

改正のポイントは以下の通りです。

①安全性の確保

- 構造部材は建築物に使用する材料と同じ品質と強度を有することとし、基準を明記しました。
- 風圧力の他、地震力に対する抵抗力と安定性が確保されていること（地震力を考慮した水平荷重試験、地震力による変形の基準設定）の確認を求めました。

②災害レジリエンスの向上に寄与する

防災保管庫としての使用や被災後の使用を想定したオプションを保有することを求めました。オプションは以下の3部品です。



オプションの例

(左から、防災保管庫表示、収納物転倒・落下防止用パーツ、ダイヤル式南京錠等取付用パーツ)

2) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格（JIS A 4704（軽量シャッター構成部材）、JIS A 6603（鋼製物置））に更新しました。

6 玄関ドア、改修用玄関ドア、プレスドア専用改修用扉、サッシ（天窓）、面格子、樹脂製住宅用床束、郵便受箱、宅配ボックス、隔板

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格（JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材））に更新しました。（樹脂製住宅用床束は、JIS G 3302 のみ、面格子、郵便受箱、宅配ボックス、隔板は JIS H 4100 のみ）

7 サッシ、改修用サッシ、内窓、エレベーター（階段室型共同住宅用エレベーター（昇降路建物一体））、エレベーター（階段室型共同住宅用エレベーター（昇降路ユニット））

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格（JIS A 5758（建築用シーリング材）、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材））に更新しました。（サッシは、JIS A 5758、JIS H 4100 のみ）、エレベーター（階段室型共同住宅用エレベーター（昇降路建物一体））、エレベーター（階段室型共同住宅用エレベーター（昇降路ユニット））は、JIS A 5758 のみ）

8 内装床ユニット、断熱改修用内装パネルユニット、天井ユニット、衝撃緩和型畳

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格（JIS A 5905（繊維板）、JIS A 5908（パーティクルボード））に更新しました。
（天井ユニット、衝撃緩和型畳は、JIS A 5905 のみ）

9 内装ドア

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格（JIS A 5905（繊維板）、JIS A 5908（パーティクルボード）、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材））に更新しました。

10 床下点検口（気密・断熱型）

1) JIS 規格改正等に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格（JIS A 5905（繊維板））及び木材（製材）、合板、単層積層材（LVL）の日本農林規格（JAS）に更新しました。

11 墜落防止手すり

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格（JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）、JIS G 3317（溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材））に更新しました。

12 窓用シャッター

1) JIS 規格改正に伴う基準改正

最新版の引用 JIS 規格（JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）、JIS G 3323（溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯）、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材））に更新しました。

以 上